

7. 光・視環境に関すること

(1) 概説

住宅室内で行う生活上のさまざまな作業において、視覚に大きな負担をかけないように必要な明るさを確保することは、住宅の計画上重要な課題のひとつです。このため、外部からの光を採り入れること（採光）や、照明器具によって必要な光を得ることが求められることとなります。

建築基準法では、従来より、住宅をはじめとする建築物の開口部に関する一定の基準を設け、建築物が最低限確保しなければならない開口部の大きさについての義務付けを行っています。

他方、窓の機能には、日照、採光、通風といった物理的なものに加えて、眺望、開放感、やすらぎの享受といった心理的なものがあるといわれます。本事項は、前述した建築基準法の規制に加えて、住宅室内の採光をはじめとする開口部の総合的効果をあわせて見込んだ上で、居室の開口部の面積と位置についてどの程度の配慮がなされているかを評価するものです。

ところで、採光のほかに住宅に求める事項として一般の要望の高いものとして、日照（直射日光を採り入れること）があります。採光は北面からも得られますが、日照は夏期のわずかな量を除くと北面からはほとんど受けられません。

なお、住宅室内への直射日光の量の大小については、住宅の敷地外のさまざまな状況の変化により容易に変動するものであることから、第1章で触れたように、本制度上の表示事項としてはなじまない面があります。このため、住宅室内への直射日光の量を直接的に評価することを位置づけてはいません。

また、採光の量などを増加させるために窓の面積を単純に増大させることは、地震時の構造の不安定、暖冷房エネルギー使用量や外部騒音の進入の増大を招いたり、さらにはプライバシー確保が困難となったりするなどの課題があることについては留意すべきです。また、日中は、外出することが多く使用していない住宅に大きな採光はあまり求められないことなどについても、留意すべきでしょう。

(2) 各性能表示事項の解説

7 - 1 単純開口率

< 事項の説明 >

居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の床面積に対する割合

< 表示方法 >

%

この性能表示事項は、住宅の居間や寝室など特に光の採り入れの要請の高い室全体を対象に、窓など開口部の面積の大小を評価するものです。直接、直射日光の量を評価するものではありませんが、一般的には、本事項の数値が大きいほど、直射日光を採り入れやすい計画であると言えます。

居室

居室の定義は建築基準法に定められており、居住、執務、作業などの目的のために継続的に使用する室とされています。住宅の場合、居間、寝室をはじめ、台所などがこれにあたります。ただし、浴室、洗面所、便所、納戸、廊下、玄関などは含まれません。

開口部の面積

ここでは、天井面も含めた開口部の面積の合計を求めます。はめころし窓のように開放できないものであっても、光を透過する材料で作られていれば対象とします。

床面積に対する割合

居室の床面積の合計で の面積を割り、その割合を計算し、整数で表示します。

なお、通常の住宅では、おおむね 14 から 20%程度の割合となることが多くなっています。

7 - 2 方位別開口比

< 事項の説明 >

居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の各方位別ごとの比率

< 表示方法 >

北： % 東： % 南： % 西： % 真上： %

ここでは、各方位ごとの開口部の面積の比を示し、おおむねどちらの方向に開口部が向いた住宅であるのかを端的に表示することとしています。

居室

(単純開口率の を参照。)

開口部の面積

単純開口率の と対象は同じです。

各方位ごとの比率

真北方向を基準として、北・東・南・西及び真上方向に向いた開口部のそれぞれの面積について、その比率を求めたものです。なお、住宅の開口部は

必ずしも、真北・真東・真南・真西及び真上を向いているわけではありませんが、ここでは、45度までの範囲で斜め方向を向いた開口部についてもそれぞれ北・東・南・西の方向であるとみなします。また、その方向に別の建物など、日光を遮るものがあるか否かを問うているものではありません。